

### (6) 女性や高齢者、外国籍市民など多様な人が活躍・共生する社会づくり

男女共同参画やワーク・ライフ・バランスをはじめ、生活様式や価値観の多様化が進んでいます。国では、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため2014年(平成26年)に「すべての女性が輝く社会づくり本部」を設置しました。また、急速な高齢化の進行に対応し、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」を一部改正するなど、高齢者が意欲と能力に応じて働き続けられる環境を整備する動きがあります。

本市でも、女性の社会進出や高齢化が進んでいます。また、リーマンショックの時に一時的に減少したものの、外国籍市民の人数は、常に2千人を上回っており、以前に比べ国籍が多様化する傾向にあります。

このような状況にある中、女性や高齢者、外国籍市民はもとより、誰もが尊厳ある個人として尊重され、年齢、性別、国籍、文化・習慣、障がいの有無などにかかわらず、一人ひとりの個性や多様な価値観・生き方を互いに理解し合い、地域社会全体で共に支え合う仕組みづくりを進めていく必要があります。

### (7) 公共施設等の社会インフラの老朽化への着実な対応

高度経済成長期前後やそれ以降に整備した多くの社会資本や公共施設の老朽化が進み、これらの維持・管理・更新コストが増加しつつあります。

今後は、公共施設の長寿命化、集約・再配置(統廃合)・複合化を含めた公共施設再配置計画の着実な実行と、公的不動産の合理的な所有や利用形態を最適化する「公的資産のマネジメント」の確立を視野に入れつつ、本市が保有する不動産の合理的な利活用を公民連携によって進めていくことを模索していく必要があります。

### (8) 参画と協働の進化と市民自治の強化

これまで本市では、「多様な縁で創る『役立ち感』に満ちた市民社会をめざす」を第4次総合計画の基本理念として掲げ、市民活動助成制度の創設、自治基本条例や市民参加条例の制定など、参画と協働によるまちづくりの進化に努めてきました。しかしながら、防災・防犯をはじめとした多様な危機管理や環境問題への対応、地域共生社会の実現に象徴される行政だけでは解決できないような地域課題が顕在化する中で、人口減少・超高齢社会に耐える社会システムを構築し、持続可能な自治体経営・地域経営を推進していくためには、多様な主体が連携するさらに進んだ協働を創り出すことによって市民自治、地域自治をより確かなものにしていく必要があります。

## 基本構想

### Contents 目次

第1章	めざすべき市の姿	26
	① 将来都市像	
	② 基本理念	
第2章	まちづくりの基本目標と施策	30
	基本目標1 健やかでいつまでも安心して暮らせるまち(健康・福祉)	
	基本目標2 個性が輝き心豊かな人を育むまち(子育て・教育・文化・スポーツ)	
	基本目標3 利便性が高く魅力的で活力あふれるまち(都市基盤・産業)	
	基本目標4 環境にやさしいうるおいあふれる安全なまち(環境・防災防犯)	
	基本目標5 協働と自治による持続可能なまち(協働・行財政運営)	

# 第1章 めざすべき市の姿

## ① 将来都市像

五条川の悠久の流れとともに、  
先人たちが積み重ねてきた、有形・無形のまちの歴史や文化。  
これらが、人と人とを結び、つながりを広げながら、  
まちへの誇りや愛着が持て、  
子どもも大人も、誰もが、健幸<sup>※1</sup>に、  
いつまでも住み続けたいと思えるまち、住んでみたくなるまちを  
みんなで力を合わせながら共に育てていくことを展望して、

**健康**で**明るい**  
**緑**の**文化****都市**

を将来都市像とします。

これは、1975年(昭和50年)以来45年間、本市の普遍的なあるべき姿を表す都市像であり、新しい時代に対応して今後とも継承・発展させていくものです。

※1「健幸」は、「健康で幸せ」な状態を表す造語です。健幸という言葉には、誰もがいつまでも体も心も健康でいきいきと幸せになれるまちをみんなで育てていこうという思いが込められています。

### 健康

市民一人ひとりが体も心も健やかな状態で幸せに暮らせるように、市民の暮らしを取り巻く生活環境や自然環境が良好な状態であるように——  
…という思いが込められています



### 明るい

絆で結ばれた温もりのある明るい家庭、明るい地域社会にやさしく包まれて、市民一人ひとりが尊重され、まちの主役となって自分らしく明るく輝けるように——  
…という思いが込められています



### 緑

市民共有の財産である五条川と桜、そして周りの田畑。身近な自然から地球を考え、多様な自然を守り育てることで、いつまでも私たちの暮らしにうるおいとやすらぎを与えてくれるように——  
…という思いが込められています



### 文化

山車やお祭り等の地域固有の伝統文化、市民の力で育まれ、日々の暮らしに根付いた音楽などの身近な生活文化、多様な文化に親しみ、実践することで心豊かで創造的なまちであるように——  
…という思いが込められています



総合計画の策定にあたって

基本構想

基本計画総論

基本計画各論

健やかでいつまでも安心して暮らせるまち

個性が輝き心豊かな人を育むまち

利便性が高く魅力的で活力あふれるまち

環境にやさしいうるおいあふれる安全なまち

協働と自治による持続可能なまち

資料編

## ② 基本理念

### 長年にわたって積み重ねてきた市民・行政の協働のまちづくり

昭和の時代から始まり、30年を超えて今なお綿々と続く五条川の水辺を守り育てていく活動、音楽を通して人の輪が広がった音楽のあるまちづくり活動、市民参加による多彩公園づくりなど“協働”という言葉が世の中にもまだ広がっていなかった時代から岩倉市では市民・行政の協働によるまちづくりを進めてきました。

その後、2001年度(平成13年度)にスタートした第3次岩倉市総合計画では、“協働”を前面に押し出した「豊かな心と協働による成熟した市民社会をめざす」を基本理念として掲げ、市民と行政との協働によるまちづくりを展開しました。

そして「市民まちづくり会議」など多様な市民参加を通じて策定し、2011年度(平成23年度)にスタートした第4次岩倉市総合計画では、次の段階の協働のあり方を展望して、「多様な縁で創る『役立ち感』に満ちた市民社会をめざす」をまちづくりの基本理念として掲げ、自治基本条例や市民参加条例の制定といった市民参加と協働の仕組みを作り、協働のまちづくりを深めてきました。

- |        |  |
|--------|--|
| 1993年度 | ・市民と市職員による研究・提言の取組「行政の文化化研究会」がスタート                                     |
| 1997年度 | ・「分権時代の自治—市民・行政“協働によるまちづくり”」をテーマに「行政の文化化土曜講座」を連続講座形式で実施                |
| 2001年度 | ・第3次岩倉市総合計画で市民自ら主体的に取り組む「市民地域づくりプラン」や市民と行政が協働で行うパートナーシップ型施策を位置づけ推進     |
| 2002年度 | ・ボランティア国際年を契機に、市民参加で「岩倉市市民活動支援計画」策定                                    |
| 2010年度 | ・旧公民館を改修した市民プラザ内に「市民活動支援センター」を設置                                       |
| 2011年度 | ・市民、市民活動団体、地域団体、事業者、行政の責任と役割を明確にし、協働によるまちづくりを推進するため、「岩倉市市民協働ルールブック」を作成 |
| 2012年度 | ・本市の最高規範であり自治のルールとなる「岩倉市自治基本条例」の制定                                     |
| 2015年度 | ・市民参加と協働のまちづくりのルールとなる「岩倉市市民参加条例」の制定                                    |

### 市民参加・協働の進化 – マルチパートナーシップへ

情報化の進展やこれまでにない様々なサービス提供が受けられるなど、暮らしの利便性が着実に高まる一方で、「無縁社会」「孤立社会」という言葉に象徴されるような人のつながり・絆の希薄化が進んでいるといわれてきました。

さらに、近年では、支援・介護の必要性が高まる75歳以上の高齢者が急増する形で高齢化が進行する中、晩婚化や出産年齢の高齢化、核家族化といった複数の事象を背景に生じている子育てと介護を同時に背負わなくてはならない「ダブルケア問題」、若者の引きこもりの長期化によって同居する親が高齢者になり、収入面や介護面などの問題が発生する「8050問題」といった、複合化・複雑化した社会問題も顕在化しつつあります。

こうした状況を踏まえると、第4次岩倉市総合計画の基本理念であった「多様な縁で創る『役立ち感』に満ちた市民社会」は、これからのまちのあり方を展望していく上で、今後も継承・発展していくべき理念であると考えられます。

新型コロナウイルス感染症や各地で大きな被害をもたらしている豪雨災害などに対応する危機管理の必要性や、先進諸国も経験したことのない人口減少・超高齢社会に対応しながら、持続的な発展をめざしていくためには、行政だけで満たすことのできない民間のノウハウや経済力をこれからのまちづくりに取り入れていくことが求められます。

このため、これまでの市民と行政との協働はもとより、市民同士の協働や地縁的な組織とNPO等の志縁的な組織との協働に加えて、民間事業者と行政との協働、民間事業者と市民の協働といった、これまで以上に多様な主体が役割を分かち合いながら協働してまちづくりを進めていく“マルチパートナーシップ”を“多様な縁”の進化系の協働概念と捉え、その実現をめざしていくものとします。

また、自分を大切に思う自尊心・自己肯定感の育みにもつながる“役立ち感”の進化系の概念として、「役立っていると感じられる場所」「ありのままにいられる場所」という意味を含めた“居場所”を新たに掲げていくものとします。

そして、性別や年齢、国籍、文化・習慣など様々な違いを乗り越えて、誰もが尊厳ある個人として尊重され、共に支え合いながら活躍できる社会、自然と調和した環境にやさしい暮らしなど、多様性が尊重され包摂される“共生社会”をめざしていくものとします。

以上のとおり、第4次総合計画の基本理念である「多様な縁で創る『役立ち感』に満ちた市民社会をめざす」を継承しつつ、その発展形の協働のあり方を展望して

#### » 基本理念

マルチパートナーシップによる  
誰もが居場所のある共生社会をめざす

をこれからのまちづくりの基本理念とし、  
普遍的な将来像「健康で明るい緑の文化都市」の実現をめざします。



## 第2章 まちづくりの基本目標と施策

基本理念を具現化し、本市の普遍的な将来都市像「健康で明るい緑の文化都市」を実現するため、次のように、5つの基本目標を設定し、これらの基本目標を柱として基本施策を位置づけます。

### 基本目標1 健やかでいつまでも安心して暮らせるまち(健康・福祉)

生き生きと健やかに暮らすためには、心身ともに健康であることが必要です。高齢者や障がいのある人をはじめ市民の誰もが健康で、住み慣れた地域で互いに思いやり・支え合い・助け合いながら、市民一人ひとりがいつまでも元気で充実した生活を送ることができる社会環境をつくりまします。

また、各種社会保障制度の適正運用や普及啓発を図るなど、生活に困り事が生じたとしても安心して暮らすことができる環境づくりを進めます。

- 施策① 母子の健康づくり
- 施策② 成人の健康づくり
- 施策③ 医療・感染症予防
- 施策④ 地域福祉
- 施策⑤ 高齢者福祉・介護保険
- 施策⑥ 障がい者(児)福祉
- 施策⑦ 生活困窮者支援



健康器具体験



地域福祉計画推進事業

### 基本目標2 個性が輝き心豊かな人を育むまち(子育て・教育・文化・スポーツ)

子どもは次代を担うまちの宝であり、一人ひとりの子どもたちが安心感に包まれながら成長できる家庭環境と地域社会をつくるのが大切です。また、学ぶことにより、生きがいやたくましく生きる力が生まれ、市民一人ひとりが夢と希望を持って自分らしく充実した人生を送ることができます。学校教育や子育て支援を通じて、共に学び合い、考える力・生きる力と豊かな心を育み、子どもたちの確かな学びと健やかな育ちを促しています。

また、子どもに限らず様々な世代の人たちが生涯を通じて楽しみながら学び、気軽に文化・芸術活動やスポーツに親しみながら自己実現を図り、社会貢献につなげることができるような環境づくりを進めます。

- 施策⑧ 子育て・子育て支援
- 施策⑨ 学校教育
- 施策⑩ 生涯学習
- 施策⑪ 市民文化活動
- 施策⑫ 文化財の保護・継承
- 施策⑬ スポーツ



子育て支援センター



市民体育祭

### 基本目標3 利便性が高く魅力的で活力あふれるまち(都市基盤・産業)

日々の暮らしを便利で快適に過ごせるようにするため、利便性が高く安全・快適な交通環境、良好な都市基盤や質の高い住環境を整備するなど、市民の誰もが便利で快適、安全な生活を享受しながら暮らせるまちづくりを進めます。

また、まちの成長力の源となる地域産業の活性化を図るために、農業や商工業といった地域産業の活性化とそれによる雇用の促進、さらに交通利便性や特色ある地域資源を生かした観光や交流の推進により、活力とにぎわいあふれるまちづくりを進めます。

- 施策⑭ 移動環境
- 施策⑮ 市街地
- 施策⑯ 住環境形成
- 施策⑰ 上下水道
- 施策⑱ 農業
- 施策⑲ 商工業
- 施策⑳ 観光・交流



名鉄石仏駅



夏休みに親子で学ぶ企業見学ツアー

### 基本目標4 環境にやさしいうるおいあふれる安全なまち(環境・防災防犯)

本市のシンボルである五条川の美しい流れや桜並木、社寺林、田園風景など、本市の身近な自然の恩恵を享受し、うるおいのある生活を送ることができるように、身近な自然環境の保全を図るとともに、地球環境への負荷が少ない循環型社会の形成を推進し、自然と調和した生活環境をつくりまします。

また、防災対策や消防・救急体制を充実するとともに、市民をはじめとした関係機関との協働により犯罪や交通事故などを発生させない取組を推進し、安全に安心して暮らすことができる地域社会を形成します。

- 施策㉑ 水辺環境の整備・活用
- 施策㉒ 緑と公園
- 施策㉓ 総合的な環境政策の推進
- 施策㉔ 廃棄物・リサイクル
- 施策㉕ 防災・浸水対策
- 施策㉖ 消防・救急
- 施策㉗ 防犯・交通安全



夢さくら公園



消防操法大会

### 基本目標5 協働と自治による持続可能なまち(協働・行財政運営)

超高齢社会に耐えられる、人と人のつながりがあり、あたたかで愛着のある持続可能な地域社会を形成するため、行政区や町内会といった地域自治組織の活性化と活動の充実を図ります。

また、まちづくり団体やNPO等の活動支援・民間事業者との連携などにより、市民協働がより一層進んだ協働と自治のまちづくり、多様な人々が共に支え合って平和に暮らせるまちづくりを進めます。

さらに、限られた財源の中にあっても、市民と行政との協働を越えたマルチパートナーシップにより、公共施設の長寿命化・再配置計画の実行などの地域課題に的確に対応しつつ、市民の満足度が高い計画的で効果的・効率的で開かれた行財政運営、将来の世代に負担を課すことのない持続可能な都市経営に努めます。

- 施策㉘ 市民協働・地域コミュニティ
- 施策㉙ 平和・共生
- 施策㉚ 情報発信・情報共有
- 施策㉛ 行政経営・財政運営
- 施策㉜ 組織・人事マネジメント



外国人支援員による相談



名鉄名古屋駅ポスター・ジャック